**「第４期大阪府アライグマ防除実施計画（案）」に対する府民意見等と大阪府の考え方について**

* 募集期間：令和２年11月９日（月曜日）から令和２年12月９日（水曜日）まで
* 募集方法：電子申請、郵送、ファックス
* 募集結果：個人１名から１件の意見提出がありました（うち意見の公表を望まないもの０件）

※このほか、本計画（案）とは関係のない意見が１件ありました。

いただいたご意見に対する大阪府の考え方は以下のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No． | 意見等の内容 | 大阪府の考え方 |
| １ | 【４ページ　項目番号１の２）目的】・希少野生鳥獣等に係る被害の防止当事者がおり当該地での防除や駆除が有効である「農林水産業等に係る被害の防止」、「生活環境衛生に係る被害の防止」に比べ、森林や緑地は被害当事者が不在であり、被害は見えにくく、一般市民レベルでの社会的被害は一見少なく、防除駆除の対策は取られにくい。よって森林や緑地での捕獲圧、捕獲努力は低いと思われ、５.2)3「捕獲数や捕獲個体調査についてはデータが蓄積されているが、CPUEなどのような生息密度の指標となるものが府域全体で確立されていない」の一因と思われる。【18ページ　項目番号７の２）防除の実施】（１）防除の進め方「市町村は府に対して防除に関する合意書を提出～」の「合意書」について、「希少野生鳥獣に係る被害の防止」に関する社会的要求は、各市町村の「鳥獣被害防止計画」で目的として示されていないように、農林業被害に比べ格段に低いと思われる。また7.2)(2)2c.「農地以外での能動的な捕獲」森林域等での捕獲圧を高めるには、人員、予算付けなど、市町村の現体制では実現は困難である。以上のことより●「合意書」には全目的を記載する、とすること。●府営公園、府立自然公園（北摂、阪南・岬）、万博記念公園等については府が当事者として主体的な行動計画の一項を設け、実施すること | ・生息密度の指標となるものが府域全体で確立されていないのは、CPUEの算出には正確な捕獲器設置日数や捕獲器数などの捕獲努力の把握が必須であるにもかかわらず、このことが市町村や捕獲従事者に十分に浸透していないのが大きな要因であると考えています。今後CPUEについての普及啓発に努めるとともに、引き続き、市町村や地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所等の協力を得ながら指標の確立に努めてまいります。・「合意書」に関しては本計画の１の２）目的（4ページ）に　・農林水産業等に係る被害の防止　・生活環境衛生に係る被害の防止　・希少野生鳥獣等に係る被害の防止　を記載しております。市町村に対しては本計画を提示した上で、合意書を府に提出していただきますので、合意書への目的の記載は必要ないと考えています。・府営公園等の公の施設における対策については当該施設が存する市町村と連携を取りながら対応してまいります。 |